

令和5年3月30日(木)
午前11時
議会棟5階 第2委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
関 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

- 報告第6号 職員の分限処分について
- 報告第7号 職員の懲戒処分について
- 報告第8号 職員の分限処分について
- 報告第9号 職員の分限処分について
- 報告第10号 職員の復職について
- 報告第11号 市長からの意見聴取について

議決事項

- 議案第7号 寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則について
- 議案第8号 寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について
- 議案第9号 寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則の制定について
- 議案第10号 寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第11号 令和5年度学校園に対する指示事項について
- 議案第12号 寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について

署名人

高須教育長

中澤委員

2月・3月教育委員会一般事務報告

(2月7日～3月30日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
2	10	金	大阪府都市教育長協議会	役員会	ホテルアウィーナ大阪
	12	日	ねやがわ子どもフォーラム2023	講演会	市民会館
	13	月	近畿都市教育長協議会	役員会	ホテルアウィーナ大阪
	15	水	令和4年度第5回社会教育委員会 議	会議	議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
	18	土	第46回寝屋川市PTA大会	表彰式、講演会等	地域交流センター（アルカス ホール）
	19	日	第72回大阪府市町村対抗駅伝大会	大会	服部緑地（豊中市）
	22	水	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	24	金	校長役員会	3月校長会の案件について	総合教育研修センター
	27	月	3月市議会定例会（第1日）	委員会付託	市議会議場
	28	火	予算決算常任委員会（文教生活分 科会）	質疑（現年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
3	1	水	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	市議会議場
	2	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	6	月	3月市議会定例会（第2日）	委員長報告（現年度議案）、会派 代表質問	市議会議場
	7	火	3月市議会定例会（第3日）	会派代表質問	市議会議場
	10	金	文教生活常任委員会	付託事件審査（新年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（文教生活分 科会）	付託事件審査（新年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
	11	土	オーサービジット講演会	講演会	地域交流センター（アルカス ホール）
	13	月	予算決算常任委員会（文教生活分 科会）	付託事件審査（新年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
	14	火	中学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市立各中学校
	15	水	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	16	木	寝屋川市文化振興会議	会議	議会棟5階 第2委員会室
	17	金	小学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市立各小学校
	20	月	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	市議会議場
			幼稚園保育証書授与式	保育証書授与式	市立各幼稚園
	21	火	市民ウォーキング	ウォーキング	寝屋川市役所～寝屋川公園
	22	水	3月市議会定例会（第4日）	委員長報告（新年度議案）、委員 会付託（追加事件）、委員長報告	市議会議場
			文教生活常任委員会	付託事件審査	議会棟5階 第2委員会室
			予算決算常任委員会（文教生活分 科会）	付託事件審査	議会棟5階 第2委員会室
			予算決算常任委員会（全体会）	質疑、討論、採決	市議会議場
	30	木	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
			教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室

3月・4月教育委員会行事計画書

(3月31日～4月30日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
4	2	日	市民体育大会 テニスの部	大会	寝屋川公園
			市民体育大会 空手道の部	大会	市民体育館
	4	火	校園長会	市立学校園への指示事項について	総合教育研修センター
	5	水	小学校入学式	入学式	市立各小学校
	6	木	中学校入学式	入学式	市立各中学校
	7	金	幼稚園入園式	入園式	市立各幼稚園
			第73回市民体育大会総合開会式	式典	地域交流センター（アルカスホール）
	9	日	市民体育大会 ソフトボールの部	大会	大阪公立大学工業高等専門学校、深北緑地他
	13	木	校長役員会	4月校長会の案件について	総合教育研修センター
	14	金	大阪府都市教育長協議会	役員会、総会、定例会	ホテルアウィーナ大阪
	16	日	市民体育大会 サッカーの部	大会	市内中学校
			市民体育大会 バスケットボールの部	大会	市民体育館
	20	木	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
			教育委員会定例会		議会棟4階 第1委員会室
			北河内地区教育長協議会	会議	総合教育研修センター
	21	金	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	26	水	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	27	木	近畿都市教育長協議会（～28日）	役員会、定期総会	スターゲイトホテル関西エアポート
	29	土	市民体育大会 バレーボール 6人制の部	大会	市民体育館

報告第 6 号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和 5 年 3 月 30 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和5年3月10日まで休職を命ずる

令和5年2月11日

寝屋川市教育委員会

報告第7号

職員の懲戒処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和5年3月30日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第29条第1項各号の規定により
懲戒処分として令和5年3月31日まで停職する

令和5年2月28日

寝屋川市教育委員会



総 人 第 3340 号

令和 5 年 2 月 27 日

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



職員の懲戒処分について

職員の処分に関し、寝屋川市職員人事審査委員会に付議したところ、同委員会から、当該審査の結果に基づき、下記のように報告があったので、その旨を報告します。

記

次のように処分することが適当である。

懲戒処分 停職（1 か月）

寝屋川市立第七中学校 XXXXXXXXXX

〔処分の理由〕

当該職員は、令和 3 年度（特に令和 4 年 1 月以降）から令和 4 年 6 月までの間に、職場及び職場外において、暴行・暴言等、職場の秩序を乱す行為を繰り返した。

同僚に対する暴行、職場外や同僚職員に対する暴言など、公務員としてあるまじき行為を繰り返したにもかかわらず、指導を受けている自覚もなく、指導・聴取されたことに長時間文句を言い続け、このことにより他の職員の勤務時間を拘束するなど、反省している態度を示さないことは断じて見過ごすことができない。

当該職員の行為は、明らかに市民との信頼関係を損ない、公務に対する信用を著しく失墜させるものであることから、より一層反省を求めるためにも、同職員に対し厳格な処分をすることが適当である。

報 告 書

令和 4 年 12 月 20 日

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市職員人事審査委員会
委 員 長 市川 克美

職員の処分に関し、当審査委員会が令和 4 年 12 月 20 日に会議を開き審査した結果は、下記のとおりです。

記

次のように処分することが適当である。

〔案件 1〕寝屋川市立第七中学校 [REDACTED] が暴行・暴言等により、職場の秩序を乱す行為を繰り返した件について
懲戒処分 停職（1 か月）

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED])

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

報告第 8 号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和 5 年 3 月 30 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和5年5月6日まで休職を命ずる

令和5年3月6日

寝屋川市教育委員会

報告第 9 号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和 5 年 3 月 30 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和5年3月31日まで休職を命ずる

令和5年3月11日

寝屋川市教育委員会

報告第10号

職員の復職について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和5年3月30日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



復職を命ずる

令和 5 年 3 月 9 日

寝屋川市教育委員会

報告第11号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和5年3月30日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

議案第 7 号

寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則等の一部を改正
する規則について

寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則等の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 30 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

令和 4 年 12 月市議会定例会において寝屋川市個人情報保護条例が全部改正されたことに伴い、教育委員会規則の文言を整理し、併せて開示請求等に対する決定に対する審査請求に関する審理手続（裁決を除く。）に関することを教育長の専決事項とするため。

寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則

(寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第1条 寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則(昭和61年寝屋川市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「寝屋川市個人情報保護条例(平成9年寝屋川市条例第10号。以下この号において「個人情報保護条例」という。)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年寝屋川市条例第27号)(以下「個人情報保護法等」という。)」に改め、同号ア中「個人情報保護条例に規定する開示請求、訂正請求、削除請求及び目的外利用等中止請求」を「個人情報保護法等に規定する開示請求、訂正請求及び利用停止請求」に改め、同号イ中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法等」に改める。

(寝屋川市情報公開条例及び寝屋川市個人情報保護条例の施行に関する寝屋川市教育委員会規則の一部改正)

第2条 寝屋川市情報公開条例及び寝屋川市個人情報保護条例の施行に関する寝屋川市教育委員会規則(平成11年寝屋川市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

寝屋川市情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律等の施行
に関する寝屋川市教育委員会規則

第1条中「及び」を「並びに」に、「寝屋川市個人情報保護条例(平成9年寝屋川市条例第10号。以下「個人情報保護条例」という。)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年寝屋川市条例第27号)(以下「個人情報保護法等」という。)」に改める。

第3条(見出しを含む。)中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法等」に

改める。

第4条第1項中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法等」に改め、同項第2号中「、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問」を「審理手続、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等（裁決を除く。）」に改め、同項第3号中「個人情報保護条例に規定する開示請求、訂正請求、削除請求及び目的外利用等中止請求」を「個人情報保護法等に規定する開示請求、訂正請求及び利用停止請求」に改め、同項第4号中「、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問」を「審理手続、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等（裁決を除く。）」に改め、同条第2項第2号中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法等」に改める。

（寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正）

第3条 寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成20年寝屋川市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第14号中「寝屋川市個人情報保護条例（平成9年寝屋川市条例第10号）に規定する開示請求、訂正請求、削除請求及び目的外利用等中止請求」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年寝屋川市条例第27号）に規定する開示請求、訂正請求及び利用停止請求」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則

No. 1

改 正 案	現 行
(補助執行させる事務) 第 2 条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) <u>個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年寝屋川市条例第 27 号) (以下「個人情報保護法等」という。)</u> の施行に関する次に掲げる事務 ア <u>個人情報保護法等に規定する開示請求、訂正請求及び利用停止請求</u> の受付に関する事務 イ <u>個人情報保護法等に規定するアの請求に対する決定に対する審査請求の受付に関する事務</u> 3 (略) 附 則 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。	(補助執行させる事務) 第 2 条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) <u>寝屋川市個人情報保護条例(平成 9 年寝屋川市条例第 10 号。以下この号において「個人情報保護条例」という。)</u> の施行に関する次に掲げる事務 ア <u>個人情報保護条例に規定する開示請求、訂正請求、削除請求及び目的外利用等中止請求の受付に関する事務</u> イ <u>個人情報保護条例に規定するアの請求に対する決定に対する審査請求の受付に関する事務</u> 3 (略)

寝屋川市情報公開条例及び寝屋川市個人情報保護条例の施行に関する寝屋川市教育委員会規則

No. 1

改正案	現 行
寝屋川市情報公開条例及び<u>個人情報の保護に関する法律等</u>の施行に関する寝屋川市教育委員会規則 (趣旨) 第1条 この規則は、教育委員会が管理する公文書に関する寝屋川市情報公開条例（平成9年寝屋川市条例第9号。以下「情報公開条例」という。）の施行並びに教育委員会が取り扱う個人情報に関する<u>個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第57号）及び<u>寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例</u>（令和4年寝屋川市条例第27号）（以下「個人情報保護法等」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 第2条 （略） （個人情報保護法等の施行） 第3条 教育委員会が取り扱う個人情報に関する<u>個人情報保護法等</u>の施行については、市長が取り扱う個人情報の例による。 （教育長による専決等） 第4条 教育委員会が所掌する情報公開条例及び<u>個人情報保護法等</u>の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項は、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が専決することができる。 (1) （略）	寝屋川市情報公開条例及び寝屋川市個人情報保護条例<u> </u>の施行に関する寝屋川市教育委員会規則 (趣旨) 第1条 この規則は、教育委員会が管理する公文書に関する寝屋川市情報公開条例（平成9年寝屋川市条例第9号。以下「情報公開条例」という。）の施行及び<u> </u>教育委員会が取り扱う個人情報に関する<u>寝屋川市個人情報保護条例</u>（平成9年寝屋川市条例第10号。以下「個人情報保護条例」という。）<u> </u>の施行について必要な事項を定めるものとする。 第2条 （略） （個人情報保護条例の施行） 第3条 教育委員会が取り扱う個人情報に関する<u>個人情報保護条例</u>の施行については、市長が取り扱う個人情報の例による。 （教育長による専決等） 第4条 教育委員会が所掌する情報公開条例及び<u>個人情報保護条例</u>の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項は、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が専決することができる。 (1) （略）

寝屋川市情報公開条例及び寝屋川市個人情報保護条例の施行に関する寝屋川市教育委員会規則

No. 2

改 正 案	現 行
(2) 前号の決定に対する審査請求に関する<u>審理手続、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等（裁決を除く。）</u>に関すること。 (3) <u>個人情報保護法等に規定する開示請求、訂正請求及び利用停止請求</u>（以下「開示請求等」という。）に対する決定（特に重要な個人情報に係るものを除く。）に関すること。 (4) 前号の決定に対する審査請求に関する<u>審理手続、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等（裁決を除く。）</u>に関すること。 2 （略） (1) （略） (2) 重要な個人情報に係る<u>個人情報保護法等</u>に規定する開示請求等に対する決定について、専決したとき。 3 （略） 附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。	(2) 前号の決定に対する審査請求に関する、<u>寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問</u>に関すること。 (3) <u>個人情報保護条例に規定する開示請求、訂正請求、削除請求及び目的外利用等中止請求</u>（以下「開示請求等」という。）に対する決定（特に重要な個人情報に係るものを除く。）に関すること。 (4) 前号の決定に対する審査請求に関する、<u>寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問</u>に関すること。 2 （略） (1) （略） (2) 重要な個人情報に係る<u>個人情報保護条例</u>に規定する開示請求等に対する決定について、専決したとき。 3 （略）

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

No. 1

改 正 案	現 行
(委任) 第 2 条 (略) (1)～(13) (略) (14) <u>個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年寝屋川市条例第 27 号)に規定する開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定並びに当該決定に対する審査請求に関すること。</u> 附 則 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。	(委任) 第 2 条 (略) (1)～(13) (略) (14) <u>寝屋川市個人情報保護条例(平成 9 年寝屋川市条例第 10 号)に規定する開示請求、訂正請求、削除請求及び目的外利用等中止請求</u> <u>に対する決定並びに当該決定に対する審査請求に関すること。</u>

議案第 8 号

寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 30 日 提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

令和 4 年 12 月市議会定例会において寝屋川市個人情報保護条例が全部改正されたことに伴い、教育委員会規程の文言を整理し、併せて開示請求等に対する決定に対する審査請求に関する審理手続、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等（裁決を除く。）に関することを教育監及び部長の専決事項とするため。

寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

寝屋川市教育委員会事務決裁規程（昭和 49 年寝屋川市教育委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 8 号中「寝屋川市個人情報保護条例（平成 9 年寝屋川市条例第 10 号）に規定する開示請求、訂正請求、削除請求及び目的外利用等中止請求」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年寝屋川市条例第 27 号）に規定する開示請求、訂正請求及び利用停止請求」に改め、同号を同項第 9 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (8) 前号の決定に対する審査請求に関する審理手続、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等（裁決を除く。）に関すること。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (10) 前号の決定に対する審査請求に関する審理手続、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等（裁決を除く。）に関すること。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市教育委員会事務決裁規程

No. 1

改 正 案	現 行
(教育監及び部長の専決事項) 第 2 条 (略) (1)～(7) (略) <u>(8) 前号の決定に対する審査請求に関する審理手続、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等(裁決を除く。)に関すること。</u> <u>(9) 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年寝屋川市条例第 27 号)に規定する開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定(重要な個人情報に係るものを除く。)</u>に関すること。 <u>(10) 前号の決定に対する審査請求に関する審理手続、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等(裁決を除く。)に関すること。</u> 2 (略) 附 則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。	(教育監及び部長の専決事項) 第 2 条 (略) (1)～(7) (略) <u>(8) 寝屋川市個人情報保護条例(平成 9 年寝屋川市条例第 10 号)に規定する開示請求、訂正請求、削除請求及び目的外利用等中止請求</u> <u>に対する決定(重要な個人情報に係るものを除く。)</u>に関すること。 2 (略)

議案第9号

寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行
に関する教育委員会規則の制定について

寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則を制定するため、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月30日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定に伴い、寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則を定めるため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行
に関する教育委員会規則

教育委員会が所管する手続等（寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 5 年寝屋川市条例第 号）第 2 条第 10 号に規定する手続等をいう。）に関する同条例の施行については、寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和 5 年寝屋川市規則第 号）の例による。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和5年寝屋川市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子証明書 申請等を行う者又は市の機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。

(規則で定める規程)

第3条 条例第2条第1号の規則で定める規程は、規則に相当する規程（条例第2条第2号に掲げるものにあつては、寝屋川市の公の施設の管理に関する手続に係るものに限る。）とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、市の機関等の定めるところにより、当該市の機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他市の機関等が必要と認める事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の申請等をする者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、

当該電子署名に係る電子証明書（市の機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市の機関等の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第 8 条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）第 4 条第 1 号に規定する電子証明書をいう。）
- (3) 商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市の機関等が定める電子証明書

3 条例第 3 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は前項ただし書に規定する措置とする。

4 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。）について、第 1 項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

（情報通信技術による手数料等の納付）

第 5 条 条例第 3 条第 5 項に規定する情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、前条第 1 項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第 6 条 条例第 3 条第 6 項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市の機関等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市の機関等が認める場合

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 市の機関等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市の機関等の定めるところにより、市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること又は市の機関等の定める方法により当該処分通知等を行った市の機関等を確認するための措置とする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

(1) 電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市の機関等が定めるところにより行う届出

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関等が別に定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第9条 条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市の機関等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市の機関等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第 10 条 市の機関等は、条例第 5 条第 1 項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該市の機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第 11 条 市の機関等は、条例第 6 条第 1 項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 条例第 6 条第 3 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付すること又は市の機関等の定める方法により当該作成等を行った市の機関等を確認するための措置とする。

(適用除外)

第 12 条 条例第 7 条第 1 号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる手続等とする。

- (1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると市の機関等が認める手続等
- (2) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事務所に備え付ける必要があると市の機関等が認める手続等
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市の機関等が認める手続等

(添付書面等の省略)

第 13 条 条例第 8 条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成 15 年政令第 27 号）第 5 条

に規定するもののほか、市の機関等が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第10号

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

標記のことについて、寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月30日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

地方公務員法の改正により、定年が65歳までに引き上げられること等を踏まえ、「寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」の一部を改正する必要があるため。

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和 41 年寝屋川市教育委員会規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 4 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員をいう。）については、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の規定を適用する。

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

No. 1

改 正 案	現 行
(勤務時間の割振り) 第2条 条例第3条第2項の規定による職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの7時間45分(休憩時間を除く。)とする。ただし、育児短時間勤務職員等(条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>(条例第2条第3項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>をいう。以下同じ。)の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの範囲内において別に定める時間とする。 第2条第2項～第3条(略) 第4条 条例第5条第1項本文に規定する休憩時間は、校長が、午前11時から午後2時までの間に置くものとする。ただし、育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、午前11時から午後2時までの範囲内で別に定める時間内に置くものとする。 第4条第2項～第6条(略) 附 則 (施行期日) この規則は、令和5年4月1日から施行する。	(勤務時間の割振り) 第2条 条例第3条第2項の規定による職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの7時間45分(休憩時間を除く。)とする。ただし、育児短時間勤務職員等(条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)及び_____再任用短時間勤務職員(条例第2条第3項に規定する_____再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの範囲内において別に定める時間とする。 第2条第2項～第3条(略) 第4条 条例第5条第1項本文に規定する休憩時間は、校長が、午前11時から午後2時までの間に置くものとする。ただし、育児短時間勤務職員等及び_____再任用短時間勤務職員にあっては、午前11時から午後2時までの範囲内で別に定める時間内に置くものとする。 第4条第2項～第6条(略)

議案第11号

令和5年度学校園に対する指示事項について

別紙のとおり令和5年度学校園に対する指示事項を決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月30日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

市立各校園に本市教育委員会の学校園に対する指示事項を提示するとともに、教育の充実を図るため。

議案第12号

寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市スポーツ推進委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月30日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

令和5年4月1日より、新規に1名寝屋川市スポーツ推進委員として委嘱するため。

寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について

1 委嘱委員数

寝屋川市スポーツ推進委員 1名

2 委嘱委員名

委員構成 (スポーツ基本法第32条)		氏名	経歴等
第1項	社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者	ヤマグチ 山口 ひとみ	寝屋川市スポーツインストラクター（ストレッチ・スポーツリズムトレーニング）

3 任期

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで